

県民の皆さんへのメッセージ

<全国、県内の感染状況>

- 全国的に感染は再拡大しており、今月10日には政府のコロナ分科会の尾身会長が、「地域でスピード差はあるけれども、新しい波に入りつつある」との認識を示されました。
また、第8波に入ったと表明される都道府県も増えてきています。
- 県内の感染状況は、10月は下げ止まりの傾向が続いていましたが、11月に入り感染は増加傾向に転じています。
この1週間の新規感染者を先週と比べると、前週比で1.4倍程度に急増している状況です。
- こうした状況をみると、本県も感染第8波の入り口にさしかかったものと考えています。

<県内の感染状況、対応ステージについて>

- 今回、国の分科会で新しい指針が示されました。
これに応じて見直しを行った「県の対応の目安」に沿って判断すると、本日の段階では、「病床占有率」、「70歳以上の新規感染者数」は、いずれもぎりぎりではありますが、「注意」ステージの範囲内にとどまっています。
- そのため、本日の段階では、「注意」ステージを維持しますが、全国の状況や本県のここ1週間から2週間の状況をみると、近日中にステージが引き上げとなる可能性は、かなり高いと思わなければなりません。
- したがって、県民の皆さんには、これまで以上に感染対策に注意いただくとともに、次の点についてお願いします。

発熱外来のひっ迫回避に向けたお願い

<検査キット等の購入について>

- 今後、急な感染拡大等により、医療機関を速やかに受診できない場合も考えられます。
- 現在は、新型コロナの検査キットも非常に入手しやすくなっていますので、特に若い方々については、症状が軽い場合も多いため、できればあらかじめ検査キットや解熱鎮痛薬を購入し、自己検査やセルフケアの準備を進めることを推奨させていただきます。

<無料検査の活用について>

- また、県が設置している検査会場や薬局などでの無料検査は、12月末まで延長することとしましたので、無症状で感染に不安を感じる方については、県の行っている無料検査を積極的に活用いただき、医療機関に過大な負担とならないよう、ご協力をお願いします。

感染拡大防止に関するお願い

<ワクチン接種について>

- 感染を食い止め、重症化させないために、ワクチン接種は極めて重要な対策になります。
- 現在では、オミクロン株という変異株に対応した新しいワクチンが開発され接種も進んでいます。
この新しいワクチンは、オミクロン株だけでなく、今後発生する変異株に対しても有効性が高いとされていますので、積極的に接種していただきますようお願いします。

<季節性インフルエンザの予防について>

- 今後は、インフルエンザも流行しやすい時期に入りますので、新型コロナウイルスとの同時流行も懸念されます。
- 特に、高齢者や基礎疾患がある方々は、是非ともインフルエンザのワクチンも積極的に接種していただくようお願いします。

<最後に/基本的な感染防止対策の徹底について>

- 非常に感染力が強いコロナウイルスや、インフルエンザウイルスについては、マスク、手洗い、三密回避といった、皆さんの身近なところで防御するための基本的な感染防止対策が重要です。
- また、これから寒い時期になりますので、部屋などを閉めきる場合も多くなり、換気を怠ってしまうこともあると思いますが、エアロゾル感染などのリスクもありますので、定期的な換気の励行についても、よろしくお願ひします。
- こうした対策は、新型コロナウイルスだけではなく、季節性のインフルエンザにも有効になりますので、基本的な対策を徹底していただくことについて、改めてご協力をお願いします。

令和4年11月17日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長

(知事) 濱田省司

第54回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和4年11月17日（木） 15：00～

2 場 所 県庁本庁舎2階 第2応接室

3 議 題

（1）「感染症対応の目安」の変更について（危機管理部、健康政策部）

（2）県内の感染状況について（健康政策部）

（3）県の対応方針について（危機管理部）

（4）各部の報告事項について（関係部のみ）

（5）知事からの指示事項（知事）

（6）県民の皆さんへのメッセージ（知事）

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応

- ① 今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合に想定される対応を以下の表において整理する。
 - ② オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目したレベル分類に見直した上で、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
 - ③ 医療負荷増大期においては、情報効果による個人の主体的行動につながる情報発信を強化するとともに、住民に対してより慎重な行動の要請・呼びかけを行うことを選択肢とした「対策強化地域（仮）」の枠組みにより、感染拡大防止措置を講じる。
- それでも感染拡大が続く場合には、医療のひっ迫が想定される前の段階で、住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ（特措法24条9項の要請又は呼びかけ）を行う。（「医療非常事態宣言（仮）」）

	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
オミクロン株 対応の 新レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4（避けたいレベル）
保健医療の負荷 の状況	・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい。 (病床使用率概ね0～30%（最大確保病床ベース。以下同じ。）)	・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床使用率概ね30～50%)	・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般的の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね80%超)
社会経済活動 の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。
(参考) 感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。

国の対応	感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
	感染拡大が著しい都道府県が、「対策強化宣言（仮）」を行い、以下の対応を地域の実情に応じて実施。国は、当該都道府県を「対策強化地域（仮）」として位置づけ。（詳細は別紙参照）			
①医療体制の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・同時流行への備えを呼びかけ（ワクチン接種、検査キットや解熱鎮痛薬の購入、相談窓口の確認等） ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康 F U センター等の体制の拡充を依頼 ・医療機関等への協力要請（感染症法 16 条の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力を呼びかけ ・都道府県等に対して発熱外来、電話・オンライン診療、健康 F U センター等の体制の拡充を依頼 ・医療機関等への協力要請（感染症法 16 条の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化リスクに応じた外来受診・療養の協力、救急医療の適正利用を強く要請・呼びかけ ・地域の感染状況に応じて、拡充された発熱外来、電話・オンライン診療、健康 F U センター等の体制で対応 ・入退院調整の適切な実施、医療従事者の欠勤状況も踏まえた病床確保のフェーズ引き上げを適切に実施 ・医療機関等への協力要請（感染症法 16 条の 2） ・濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても医療に従事できる運用を可能な限り実施するよう医療機関に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める ・災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等を行う
②感染拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応ワクチン接種の推進 ・基本的感染対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応ワクチン接種の更なる推進 ・基本的感染対策の徹底 ・医療機関・高齢者施設・学校等の有効な感染対策（10／13コロナ分科会）に基づく対応をとることを促す 	<p>➤ 新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止を図る</p> <p>➤ 今夏の「B A 5 対策強化地域」における住民・事業者への要請・呼びかけの内容を基本としつつ、<u>住民に対してより慎重な行動を要請・呼びかけることも選択肢とする</u></p> <p>【情報発信の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかける。 <p>【住民に対して、慎重な行動を要請・呼びかけ（例）】 (法24条9項又は呼びかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底する。 ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える。 ・特に、大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断。 ・学校・部活動、習い事・学習塾、友人との集まり等での感染に気をつける。 <p>【高齢者施設等の感染対策強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の集中的検査の拡大・推進、利用者の節目での検査の実施等。 	<p>➤ 医療体制と社会経済の機能不全に対処するために、社会の感染レベルを下げる必要</p> <p>医療負荷増大期において、感染拡大のスピードが急激な場合や、左記の対策を講じても感染拡大が続く場合には、医療ひっ迫を回避するために、地域の実情に応じて、速やかに以下を実施</p> <p>【住民・事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う】 (法24条9項又は呼びかけ) ⇒「<u>医療非常事態宣言（仮）</u>」</p> <p>➤ 外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）。</p> <p>➤ 飲食店や施設の時短・休業は要請しないが、外出自粛要請に関する理解を求める。<u>イベントの延期等の慎重な対応を要請</u>。</p> <p>➤ 原則として、学校の授業は継続。部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請。</p>
③業務継続体制の確保等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の欠勤者を前提した業務継続体制の確保を促す ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先、顧客等に示すことを促す ・接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給確保
		・濃厚接触者の待機の取扱いについて検討		

変更後

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版）令和4年11月17日変更

判断指標	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	警戒強化 (赤)	対策強化 (紫)		特別対策 (濃紫)
	確保病床 の占有率	3%未満	3%以上	20%以上	30%以上	50%以上	65%以上	80%以上
※1	直近7日間の70歳以上 の新規感染者数	—	—	210人以上	420人以上	630人以上		—
国の分科会の レベル分類		レベル1 (感染小康期)			レベル2 (感染拡大初期)	レベル3 (医療負荷増大期)	レベル4 (医療機能不全期)	
						対策強化宣言	医療非常事態宣言	
						※2 まん延防止等 重点措置相当	※2 緊急事態 措置相当	
対応方針	共通事項	<input type="checkbox"/> 県民の皆さまへの要請 ・基本的な感染防止対策の徹底（場面に応じた不織布マスクの正しい着用、3密回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒） ・ワクチンの積極的な接種・陽性者の発生届の対象外となった方は、フォローアップセンターへの登録・「#7119」の活用・生活必需品の備蓄 ・発熱等の体調不要時に備え、抗原定性検査キットの購入を推奨・感染者等に対する誹謗中傷や差別的な行為は行わない <input type="checkbox"/> 事業者の皆さまへの要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底・体調不良時に休暇を取得できる環境確保・職場復帰に当たって医療機関等の証明書を求めない						
	医療提供体制	—	・オンライン診療センターの設置準備 ・入院協力医療機関等の拡充 ・発熱外来の体制強化	・オンライン診療センターの設置・運営	・介護付き宿泊療養施設「やまもも」の開設			
	会食	・認証店の利用促進・マスク会食の励行 ・「献杯・返杯」等感染リスクの高い行動を控える			・可能な範囲で規模縮小・時間短縮	・大人数での会食への参加は見合わせることも含めて慎重に検討		
	外出・移動	・移動先の都道府県知事の要請に沿って行動 ・症状がある方などは、他県との往来を控える			・重症化リスクの高い方は混雑した場所など感染リスクが高い場所への外出は控える ・高齢者施設での面会（対面）は控える	・混雑した場所など感染リスクが高い場所への外出は控える	・外出等は必要不可欠なものに限る ・出勤の大幅抑制 ・帰省・旅行を控える	・さらに強い行動制限を検討
	イベント等	・国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応			・大規模イベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討	・イベントの延期等の慎重な対応を要請		

※1 判断指標については、「確保病床の占有率」や「直近7日間の70歳以上の新規感染者数」、入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮しつつ、県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえ、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されている「まん延防止等重点措置」の実施、「緊急事態宣言」の発出については、新しいレベル分類における考え方が示されていないため、想定で記載。

変更前

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版）令和4年7月29日変更

判 断 指 標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	特別対策（紫）				
	最大確保病床の占有率	3%未満	3%以上	20%以上	40%以上	50%以上				
	直近7日間の70歳以上の新規感染者数	—	—	175人以上	490人以上	630人以上				
国の分科会の レベル分類		レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)		レベル2 (警戒を強化すべきレベル)		レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)		
対 応 方 針	共通事項	<p>□ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「歓杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨</p> <p>□ 各店舗における適切な感染対策の徹底</p>								
	外出	—	「3密」の徹底回避			医療提供体制のひっ迫 緩和に直接的に効果が ある対策や、比較的、社 会経済活動への影響が 限定的な対策を検討	会食、旅行、イベント等に係る本格的な行動 制限の検討			
	休業等の要請	—	—	—						
	会食	(共通事項に留意)		可能な範囲で 規模縮小・時間短縮						
	イベント等	(国的基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応)								
	県立施設	—	開館							
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断								
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※2								

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や「直近7日間の70歳以上の新規感染者数」、入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮しつつ、県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえ、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

「対応の目安」の見直し（11/17～）について①

健康政策部

第7波の状況を踏まえ、医療のひつ迫状況を適切に判断する観点から、以下のとおり「対応の目安」の運用を見直し。

<変更前>【高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安】

【判断指標①】 最大確保病床の占有率 (入院患者数/ 最大確保病床数 (413床))	感染観察 (緑)	3%未満
	注意 (黄)	3%以上
	警戒 (オレンジ)	20%以上 (82人)
	特別警戒 (赤)	40%以上 (165人)
	特別対策 (紫)	50%以上 (206人)
【判断指標②】 直近7日間の70歳以上の 新規感染者数	警戒 (オレンジ)	175人以上
	特別警戒 (赤)	490人以上
	特別対策 (紫)	630人以上

<変更後 (11/17～)>

【判断指標①】 確保病床の占有率 (入院患者数/ 確保病床数 (355床))	感染観察 (緑)	3%未満 <2>
	注意 (黄)	3%以上 (10人)
	警戒 (オレンジ)	20%以上 (71人)
	警戒強化 (赤)	30%以上 (106人)
	対策強化 (紫)	50%以上 (177人)
【判断指標②】 直近7日間の70歳以上の 新規感染者数	(医療非常事態)	(65%以上 (230人))
	特別対策 (濃紫)	80%以上 (284人)
	警戒 (オレンジ)	210人以上
【判断指標②】 直近7日間の70歳以上の 新規感染者数	警戒強化 (赤)	420人以上 <3>
	対策強化 (紫)	630人以上

[見直しのポイント]

<1> 確保病床数：「最大確保病床数」から、「確保病床数」に見直し

- ・医療体制の状況を正しく県民に伝えるため、指標①の確保病床数を精査。患者急増時に緊急的に確保する病床などを除いた確保病床 (355床) に見直し、より現実に近い病床数で運用を進め、医療機関のひつ迫状況等を見極めていく
- ・患者急増時には、入院協力医療機関の拡充を図るとともに、緊急的確保病床を早めに準備し対応する

<2> 確保病床占有率：「特別警戒 (赤) 」を「警戒強化 (赤) 」に改め、指標を40%→30%へ見直し

- ・第7波を踏まえ、感染拡大を最小限にとどめるため、また医療提供体制を確保するため、「警戒強化 (赤) 」の指標を40%→30%へ見直し
- ・感染状況や医療機関のひつ迫状況を注視しながら、早めにステージ変更等の検討を進める

<3> 直近7日間の70歳以上の新規感染者数：指標①の変更に伴い、感染者数を見直し

- ・指標①占有率の変更に伴い、右記算定方法の考え方により感染者数を見直し
- ・「警戒 (オレンジ) 」については、第7波の発生状況を踏まえて、175人以上→210人以上に変更

(参考) ②の判断指標の考え方

- 1)平均入院期間：7日間
- 2)入院患者のうち70歳以上の割合：約66%
- 3)70歳以上の入院率：約20% (実績)
 - ・「警戒」時の想定入院率：20%
 - ・「警戒強化」「特別対策」時の想定入院率：15%

○警戒強化 (赤) の指標：420人 (1日当たり60人)

【算定方法】

$$106 \times 66\% \div 15\% \times 0.9 = 419\text{人}$$

(A) (B) (C)

(A)：「警戒強化」時の入院患者数

(B)：入院患者のうち70歳以上の割合

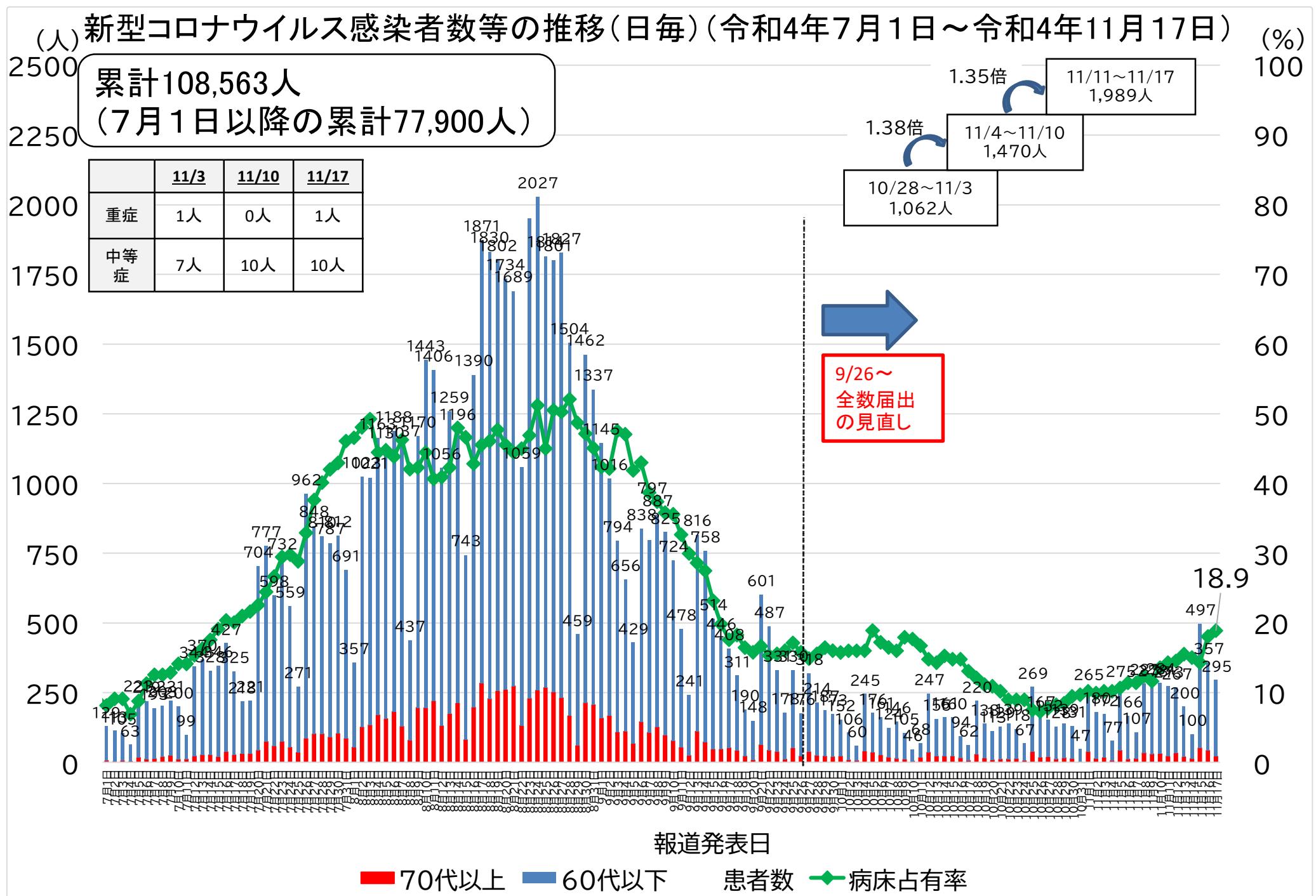
(C)：「警戒強化」時の想定入院率

「対応の目安」の見直し（11/17～）について②

危機管理部

「対応の目安」における対応方針については、国のコロナ対策分科会が取りまとめた「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」を踏まえ見直し

項目	主な変更等の内容
共通事項	・「基本的な感染防止対策の徹底」や「ワクチンの積極的な接種」など、全てのステージに共通して、県民・事業者の皆さまにお願いする事項を明記
医療提供体制	・項目を新設し、各ステージにおける県の対応について、新たに記述
会食	・「対策強化」ステージでの「大人数での会食への参加見合わせを検討」を追加
外出・移動	・「対策強化宣言」時に、「感染リスクが高い場所への外出を控える」を追加 ・「医療非常事態宣言」時に、「外出等は必要不可欠なものに限る」、「出勤の大幅抑制」、「帰省・旅行を控える」を追加
イベント等	・「対策強化宣言」時に、「大規模イベントの参加は見合わせることを検討」を追加 ・「医療非常事態宣言」時に、「イベントの延期等の慎重な対応を検討」を追加



新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について(令和4年11月17日時点)

1 本日公表する新型コロナウイルス感染症患者の状況について

本日公表する患者の人数：295人

(1) 患者の概要

①年代別患者数

	総数	0歳	1~4歳	5~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	不明
総数	295	2	14	26	51	18	34	61	46	17	5	12	6	3	0
内訳															
医療機関	254	2	14	19	41	16	31	50	41	14	5	12	6	3	0
フォローアップセンター	41	0	0	7	10	2	3	11	5	3	0	0	0	0	0

②保健所管内別患者数

	合計	高知市	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	陽性者フォローアップセンター
保健所管内別患者数	295	135	14	36	18	21	30	41

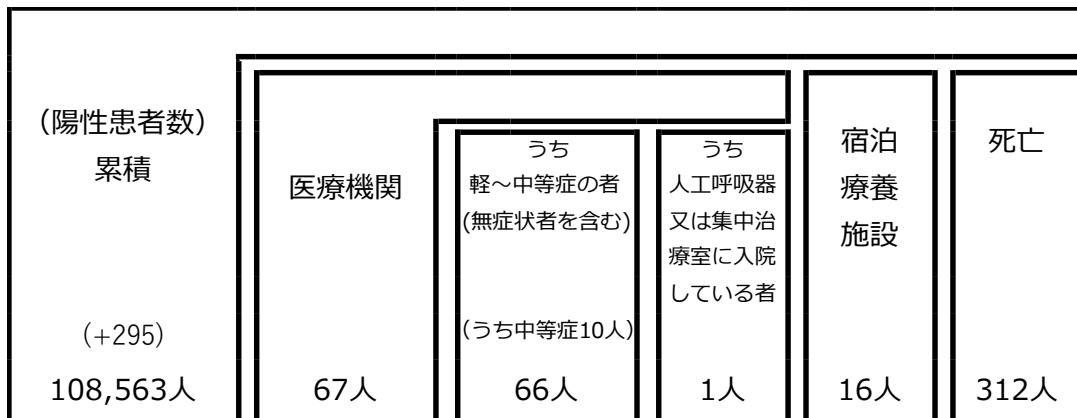
※報告のあった医療機関の所在地で整理しています。患者の居住地ではありません。

※陽性者フォローアップセンターは、県内全域の患者が含まれます。

(2) 集団発生事例

事例	人数
医療機関	19人
高齢者施設	5人

2 県内患者の状況

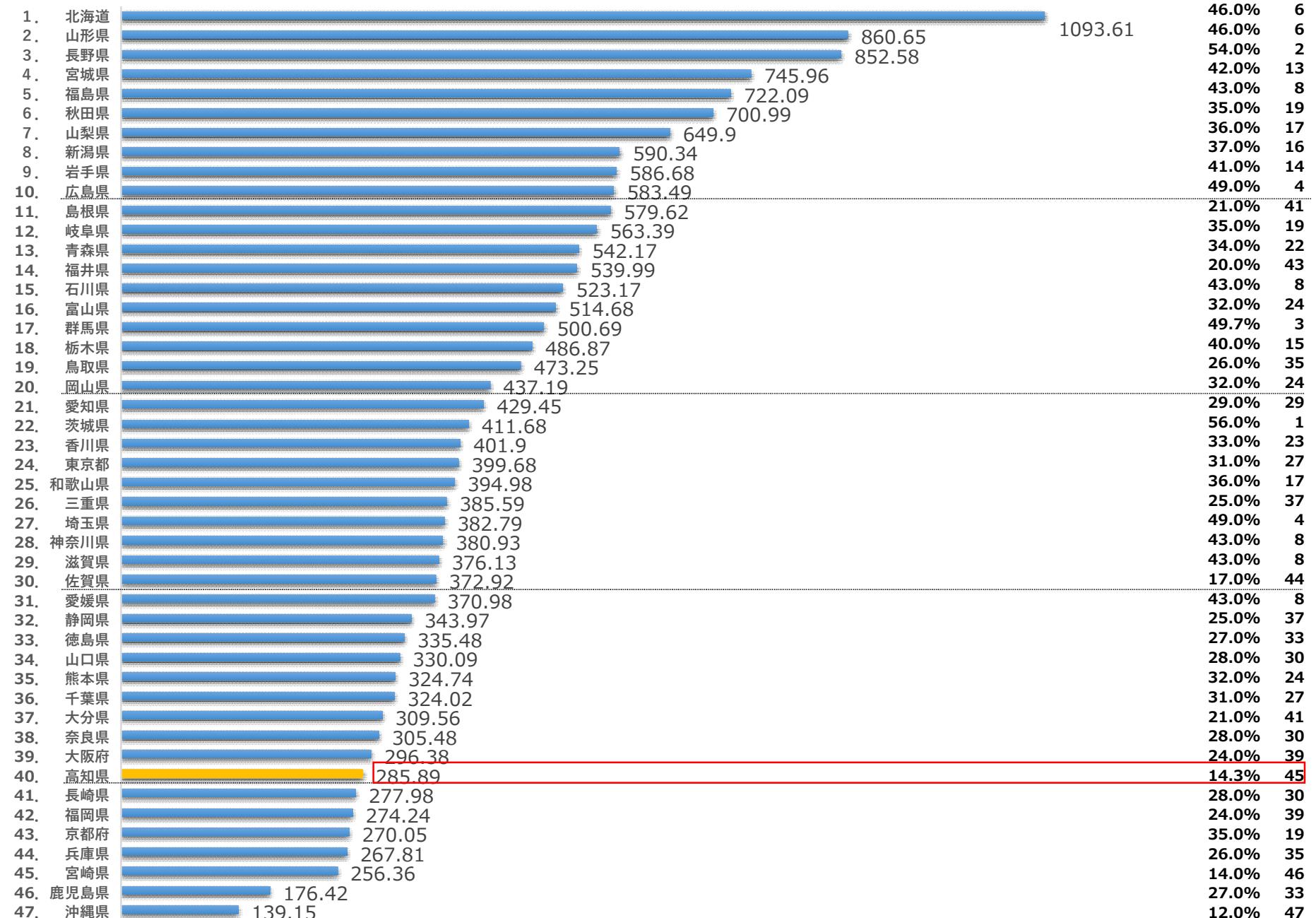


高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安 (11/17～運用見直し)

判 斷 指 標	県の状況 (11月17日時点)	総合判断
①確保病床の占有率 (入院患者数/確保病床数(355床))	<p>感染観察（緑）：3%未満</p> <p>注意（黄）：3%以上</p> <p>警戒（オレンジ）：20%以上</p> <p>警戒強化（赤）：30%以上</p> <p>対策強化（紫）：50%以上 (医療非常事態：65%以上)</p> <p>特別対策（濃紫）：80%以上</p>	<p>18.9% (67/355)</p> <p>うち重症用即応病床の占有率：6.3% (1/16)</p>
②直近7日間の70歳以上の 新規感染者数	<p>警戒（オレンジ）：210人以上</p> <p>警戒強化（赤）：420人以上</p> <p>対策強化（紫）：630人以上</p>	<p>11/11～11/17 全数:202人</p>

直近1週間（11/10～11/16）の人口10万人あたりの感染者数・病床使用率

R4.11.15時点
病床占有率 順位



出典：10万人あたり（厚生労働省）、病床占有率（各都道府県ホームページ）

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

「感染症対応の目安」におけるステージ：注意（黄）（令和4年11月17日時点）

11月17日からのお願い（11月30日まで）

○県民の皆さまへ

- (1) 不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底**してください。
（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方）
- (2) 家庭内では、部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) オミクロン株に対応したワクチンの接種が進んでいますが、オミクロン株のみならず、今後の変異株に対しての有効性も高いとされていますので、**積極的な接種**をお願いします。
また、生後6か月から11歳の子どもたちも積極的に検討してください。
あわせて、季節性インフルエンザワクチンについても**積極的な接種**をお願いします。
- (4) 発熱などの症状がある方は、検査協力医療機関で受診いただくか、自己検査後にオンライン診断を活用してください。
- (5) 無症状でも感染不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等での**無料検査を積極的に利用**してください。
- (6) **陽性者の発生届の対象外となった方**は、必ず県が設置する「**陽性者フォローアップセンター**」への登録をお願いします。
- (7) 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」を活用**してください。
- (8) 感染した際の自宅療養に備え、災害時と同様に、普段から食料や生活必需品などの備蓄をお願いします。
- (9) 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ薬局等で抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を購入しておくことを推奨します。
- (10) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には**休暇を取得できる環境確保**に努めてください。
- (3) 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

1 会食について

- (1) 多人数での会食など、感染防止の必要性が高い場合には、参加者全員について、「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査による陰性確認（※）**」をした上で、実施することを推奨します。
- (2) 飲食店を利用する際は、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用していただくようお願いします。
- (3) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (4) 特に、飲酒の場などで「**献杯・返杯**」や「**大声での会話**」、「**マスクを外してのカラオケ**」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出・移動について

- (1) 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と接する機会がある場合など、感染防止の必要性が高い場合には、事前に「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査等による陰性確認（※）**」することを推奨します。
- (2) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め**移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動**してください。

※ 県内にお住まいの方は、県が設置する検査会場等で無料の検査受けることができます。

3 イベント等について

- 開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
- (1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。
- (2) (1)以外は、「**感染防止策チェックリスト**」を作成してホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要）。

県内では、今週に入り、1日500人近くの感染を確認するなど、感染者が急増。

1週間単位で見ても前週比約1.4倍となっており、第8波の入り口にさしかかっている。

今後、第7波を上回る感染拡大が生じる可能性に加え、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念される。

⇒感染拡大を最小限にとどめるため、下記のとおり、医療提供体制の強化、高齢者施設等への支援を進めていく

1. 医療提供体制の強化

○ 陽性者オンライン診療センター（旧名称：陽性者診断センター）の再開

発熱外来のひつ迫に備えて、11月21日（月）再開予定

検査キットで陽性となり解熱薬などの処方を希望される方に対して対応

○ 発熱外来の体制強化

発熱外来対応箇所数の増、診療時間の拡大など、1日の診療可能人数の拡充を依頼

○ 入院協力医療機関の拡充

患者急増時に備えて、入院協力医療機関の体制を強化（確保病床の拡充）

2. 高齢者施設等への支援

○ 高齢者施設等の従事者に対する集中的検査を全県的に実施

週2～3回の頻回検査を継続的に実施（11月末開始予定）

○ 医療機関との連携体制の確保を支援

感染者発生時に速やかに受診ができる医療機関との連絡体制整備をサポート

○ 希望する高齢者施設に専門家の指導を実施

感染拡大を防止するため感染管理の専門家を派遣し助言

新型コロナ・インフルエンザ同時流行時の外来受診・療養の流れ

《R4.11.17 健康政策部》

